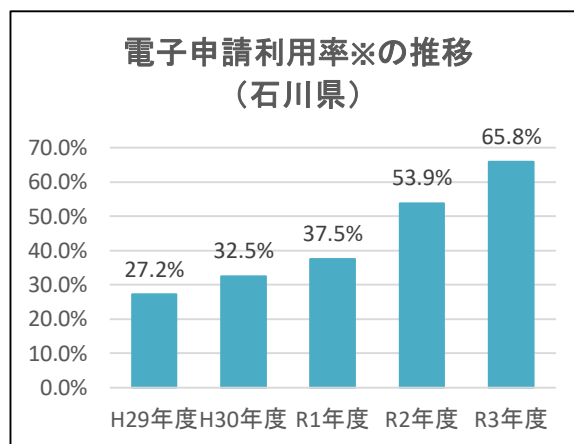
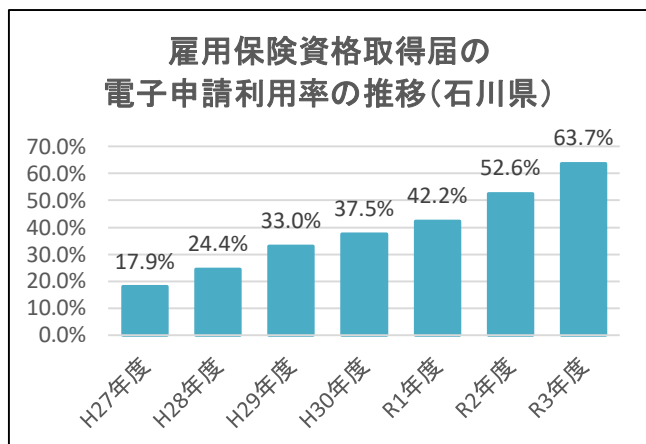


雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

電子申請のご利用をお勧めしています！

24時間
いつでも
申請可能!!

★ 電子申請のご利用が年々増加中★



※取得届、喪失届、高年齢継続給付、育児休業給付

★ 電子申請のメリット★

24時間365日申請可能！
窓口での待ち時間なし！※1

個人情報の持ち運びが
不要！※2

時間とコストの節減！

※1 ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届（離職票あり）」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。）

※2 ハローワークへの届出書にはマイナンバーの記載の徹底をお願いします。

電子申請は



イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、電子政府利用支援センターにお問合せください。

電話番号：050-3786-2225 / F A X：050-3786-2226

e-Gov お問合せフォーム：<https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html>

<参考マニュアル> ・ オンライン申請ガイドブック <http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf>
・ 雇用保険手続マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>
・ e-Gov 電子申請講習会資料 <http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html>

来所による届出・申請は記載内容の確認に時間がかかることもありますので、可能な限り**16時まで**に提出してくださいませよう、ご協力をお願いします。

※16時以降は、電子申請分や預かり・郵送分を集中的に処理するため、通常の窓口業務の体制を縮小することがあります。

雇用保険電子申請についてのお問い合わせ先

各種手続きにおける申請書の書き方、制度等についてのお問い合わせは、
管轄のハローワークへ！！

以下は、申請後の問い合わせ（進捗状況・訂正等）についてのお問い合わせ先です。

手続き名		申請後お問い合わせ先	
		電子申請 事務センター	ハローワーク
事業所に関する 手続き	雇用保険の事業所設置の届出		○
	雇用保険の事業所廃止の届出		○
	雇用保険の事業所の各種変更の届出		○
	雇用保険被保険者関係届出事務等代理人選任・解雇届		○
	雇用保険事業所非該当承認申請書		○
被保険者に関する 手続き	雇用保険被保険者資格取得届	○	
	雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付なし・あり）	○	
	雇用保険被保険者証の再交付の申請	○	
	雇用保険被保険者転勤届	○	
	雇用保険被保険者離職票の再交付の申請	○	
	個人番号登録・変更届	○	
雇用継続給付に関する 手続き	雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書の提出及び 高年齢雇用継続給付受給資格者確認	○	
	雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書（育児・介護） の提出及び育児休業給付受給資格確認	○	
	雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢継続基本給付金）の 申請	○	
	雇用保険高年齢雇用継続給付（高年齢再就職給付金）の申請	○	
	雇用保険育児休業給付（育児休業給付金）の申請	○	
	雇用保険介護休業給付（介護休業給付金）の申請	○	

電子申請について

- 添付書類の不足、記載漏れ等のある申請、管轄ハローワークを誤って申請がなされた場合には、原則「修正指示」により理由を付した上で返戻いたします。
- 照合省略対象事業主は、照合省略可能な書類は添付しないようにお願いします。省略可能書類、記載内容書類、記載内容などご不明な点があれば、あらかじめハローワークにお問い合わせください。